○関東地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	備考
十七号	前橋市上細井町二四八一番から同市川端町一四〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所	供用開始の期日　令和七年八月十四日

○中部地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十四日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野県木曽郡木祖村大字菅六四四番三八から同郡木祖村大字藪原一四六番一まで	前	ＢＡ 一二・九四～一三・七六	一〇一・〇六メートル～七三・五六	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 一二・九四～一三・七六	一〇一・〇六メートル～七三・五六	一・八八七キロメートル～二・〇四一

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○北海道開発局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線五番三地内	前	一六・二九メートル～一六・二九メートル	○・○○四キロメートル	
	後	二〇・二九メートル～二〇・二九メートル	○・○○四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1.141.1

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1.141.1

人事異動

内閣

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（八月五日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　浅尾慶一郎

農林水産大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（以上八月九日）

国務大臣　村上誠一郎

デジタル大臣平将明海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革及びサイバー安全保障）事務代理を命ずる（以上八月十日）

国務大臣　阿部　俊子（あべ　俊子）

内閣府特命担当大臣中根順子（三原じゅん子）海外出張不在中内閣府特命担当大臣（こども政策少子化対策　若者活躍　男女共同参画及び共生・共助）事務代理を命ずる

○農林水産大臣臨時代理解職

同　浅尾慶一郎

農林水産大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月十一日）

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局）内閣事務官

総務省に出向させる（八月十一日）

柳生　正毅

（警察庁警察大学校附属警察情報通信学校特別教養部長）警察庁に出向させる

吉田　和彦

（警察庁長官官房付）総務事務官

西水　徹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））内閣事務官

臼井　伸幸

警察庁に出向させる（以上八月十二日）

法務省

（在ドイツ日本国大使館一等書記官）外務事務官　谷口　純一

検事二級（前橋地方検察庁検事）に転任させる

（福岡地方検察庁小倉支部検事）

検事　多田　浩輔

神戸地方検察庁検事に配置換する（以上八月十二日）

公安調査庁

（公安調査庁調査第一部長）法務事務官

友井　昌宏

警察庁に出向させる

（警視庁警備部長）警視監

聖成　竜太

法務事務官（公安調査庁調査第一部長）に転任させる（以上八月八日）

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人池田光宏は願により公証人を免ぜられた。

髙宮健二は公証人に任命され、東京法務局所属公証人池田光宏の後任を命ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人谷山哲也は願により公証人を免ぜられた。（以上七月三十一日）

森田邦郎は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属元公証人米重哲男の後任を命ぜられた。

千葉地方法務局所属公証人野村高弘は願により公証人を免ぜられた。

松谷佳樹は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人野村高弘の後任を命ぜられた。

石川さおりは公証人に任命され、横浜地方法務局所属元公証人山本幸博の後任を命ぜられた。

内田耕平は公証人に任命され、大阪法務局所属元公証人田中慎治の後任を命ぜられた。

橋本都月は公証人に任命され、京都地方法務局所属元公証人齋木稔久の後任を命ぜられた。（以上八月一日）

横浜地方法務局所属公証人杉垣公基は願により公証人を免ぜられた。

秋元豊は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人杉垣公基の後任を命ぜられた。（以上八月四日）（法務省）